令和元年度 第1回鳥取市障がい者施策推進協議会

● 日 時:令和元年8月21日(水) 午後1時30分~午後3時 ● 場 所:鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)第2研修室

< 日程 >

- 1 開 会
- 2 障がい福祉課長あいさつ
- 3 委員紹介 (自己紹介)
- 4 会長・副会長の選出 (会長・副会長あいさつ)
- 5 協議・報告事項

6 閉 会

- (1)鳥取市障がい者施策推進協議会について
- (2) 障がいのある人の現状等について
- (3) 令和元年度 鳥取市障がい者計画にかかわる主な事業
- (4) 精神障がい者相談員の設置について

資料 1 資料 2

咨判3

資料 4

福祉部障がい福祉課

鳥取市障がい者施策推進協議会委員名簿

敬称略•順不同

	 任期	令和元年6月1日~令和3年	
No.	団体名	役 職	氏 名
1	鳥取市社会福祉協議会	常務理事	田中 節哉
2	鳥取市民生児童委員協議会	常任理事	谷口 秀雄
3	鳥取市自治連合会	監事	西原 牧夫
4	市民活動団体	NPO法人 鳥取青少年ピアサポート 次長	西山 智子
5	 鳥取市身体障害者福祉協会連合会 	理事	安養寺 立志
6	鳥取市肢体不自由児者父母の会	副会長	藤原 美江子
7	鳥取市手をつなぐ育成会	会長	大谷 喜博
8	 鳥取市精神障がい者家族会 	監事	林 勲
9	鳥取市地域自立支援協議会	副会長	影井 千春
10	鳥取公共職業安定所	統括職業指導官	植田 彰夫
11	学識経験者	一般社団法人 とっとり東部権利擁護 支援センター 理事	徳本 久美子
12	東部地域代表 (国府 ·福部)	福部地区民生児童委員協議会会長 福部町地域振興会議委員	小谷 孝文
13	南部地域代表 (河原 ·用瀬· 佐治)	用瀬ひかる会会長	田渕 眞司
14	西部地域代表 (気高·鹿野· 青谷)	青谷町手をつなぐ育成会会長	豊田 康美
15	公募委員	公募委員	木下 仁人
16	公募委員	公募委員	入江 順子
17	公募委員	公募委員	植田 慎一

(設置目的)

- 第1条 鳥取市障がい者計画(以下「障がい者計画」という。)に掲げる施策の推進を 図るため、鳥取市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 協議会は、障がい者計画の進捗状況に応じ、施策の推進について必要な事項 の調査や審議等を行う。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 別表に定める団体が推薦する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 次の地域で総合支所長が推薦する者
 - ア 東部地域(国府地域、福部地域)
 - イ 南部地域(河原地域、用瀬地域、佐治地域)
 - ウ 西部地域(気高地域、鹿野地域、青谷地域)
 - (4) 公募により選任された者
- 3 協議会には会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は会務を処理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職 務 を代理する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

- 第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を福祉部障がい福祉課に置く。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会がこれを定める。

附則

- この要綱は平成12年12月12日から施行する。
- この要綱は平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は平成15年6月19日から施行する。
- この要綱は平成17年4月1日から施行する。
- この要綱は平成19年4月13日から施行する。
- この要綱は平成19年6月1日から施行する。
- この要綱は平成21年3月2日から施行する。
- この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は平成29年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

団体名
鳥取市社会福祉協議会
鳥取市民生児童委員協議会
鳥取市自治連合会
市民活動団体
鳥取市身体障害者福祉協会連合会
鳥取市肢体不自由児者父母の会
鳥取市手をつなぐ育成会
鳥取市精神障がい者家族会
鳥取市地域自立支援協議会
鳥取公共職業安定所

資料2

障がいのある人等の現状

1 障がい者手帳所持者数の状況

(1)人口

(単位:人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	対前年
総人口(人)	191,772	191,152	190,139	188,739	187,288	-1,451
男性(人)	92,302	92,064	91,604	90,891	90,211	-680
女性(人)	99,470	99,088	98,535	97,848	97,077	−771
18歳未満(人)	31,609	31,408	31,102	30,645	30,140	-505
18歳以上65歳未満(人)	110,116	108,435	106,832	105,124	103,424	-1,700
65歳以上(人)	50,047	51,309	52,205	52,970	53,724	754

(住民基本台帳 毎年3月31日現在)

(2)障がい者手帳等所持者数

(単位:人)

区分	合計
身体障害者手帳所持者数	7,146
療育手帳所持者数	1,822
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,246
自立支援医療受給者証(精神通院医療)所持者数	3,091
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	1,278
小児慢性特定疾病医療費医療受給者証所持者数	167
合計	15,750

11,214

4,536

(平成31年4月1日現在)

(3)身体障がいのある人の状況

⑥等級別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	比率
1級	2,505	2,570	2,576	2,540	2,536	2,545	2,454	2,447	34.24%
2級	1,379	1,327	1,280	1,242	1,207	1,200	1,163	1,153	16.13%
3級	1,177	1,190	1,202	1,165	1,136	1,121	1,079	1,050	14.69%
4級	1,628	1,678	1,727	1,722	1,683	1,688	1,661	1,646	23.03%
5級	430	416	405	397	398	388	367	351	4.91%
6級	532	529	532	517	522	510	501	499	6.98%
合計	7,651	7,710	7,722	7,583	7,482	7,452	7,225	7,146	

(各年度4月1日現在)

②年齢別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	比率
18歳未満	178	175	172	168	170	161	159	158	2.21%
18歳以上65歳未満	7,473	7,535	7,550	7,415	7,312	7,291	1,892	1,831	25.62%
65歳以上							5,174	5,157	72.17%
合計	7,651	7,710	7,722	7,583	7,482	7,452	7,225	7,146	

※ 平成29年度までは18歳以上65歳未満は18歳以上となります。

(各年度4月1日現在)

③障がい種別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	比率
肢体不自由	4,486	4,486	4,458	4,373	4,279	4,191	4,041	3,938	55.11%
内部障害	1,735	1,816	1,869	1,856	1,863	1,932	1,895	1,923	26.91%
聴覚•平衡機能障害	800	799	794	779	783	781	767	768	10.75%
視覚障害	551	530	521	493	476	464	448	443	6.20%
音声•言語障害	79	79	80	82	81	84	74	74	1.04%
合計	7,651	7,710	7,722	7,583	7,482	7,452	7,225	7,146	

(4)知的障がいのある人の状況

⑥障がいの程度別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	比率
Α	580	601	600	609	628	631	626	621	34.08%
В	972	1,039	1,065	1,111	1,152	1,150	1,175	1,201	65.92%
合計	1,552	1,640	1,665	1,720	1,780	1,781	1,801	1,822	

(各年度4月1日現在)

②年齢別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	比率
18歳未満	272	283	276	276	286	286	270	254	13.94%
18歳以上65歳未満	1,280	1,357	1,389	1,444	1,494	1,495	1,359	1,381	75.80%
65歳以上							172	187	10.26%
合計	1,552	1,640	1,665	1,720	1,780	1,781	1,801	1,822	

(5)精神障がいのある人の状況

⑥障がいの程度別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	比率
1級	217	226	243	235	198	236	241	276	12.29%
2級	1,177	1,294	1,402	1,324	1,298	1,499	1,507	1,765	78.58%
3級	102	105	126	122	124	148	163	205	9.13%
合計	1,496	1,625	1,771	1,681	1,620	1,883	1,911	2,246	

(各年度4月1日現在)

②年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	比率
18歳未満	6	9	12	14	9	10	19	24	1.07%
18歳以上65歳未満	1,490	1,616	1,759	1,667	1,611	1,873	1,467	1,689	75.20%
65歳以上							425	533	23.73%
合計	1,496	1,625	1,771	1,681	1,620	1,883	1,911	2,246	

(各年度4月1日現在)

③自立支援医療費(精神通院)受給者数の推移

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
合計(人)	2,294	2,553	2,569	2,548	3,041	3,236	3,171	3,091

(6)難病患者の状況

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
特定医療費(指定難病)受給者 証所持者数(人)	1,074	1,114	1,175	1,228	1,341	1,383	1,258	1,278
小児慢性特定疾患認定患者数(人)	155	151	154	165	170	175	161	167
合計	1,229	1,265	1,329	1,393	1,511	1,558	1,419	1,445

[※] 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数については、平成26年度以前は特定疾患認定患者数(人)

- ※ 医療費助成の対象となる指定難病は、H27.1.1に56疾患から110疾患へ、H27.7.1に306疾患へ、H29.4.1に331疾病へ、R1.7.1に333疾病へ変更となっています。
- ※ 医療費助成の対象となる小児慢性特定疾病は、H29.4.1に722疾病へ、H30.4.1に756疾病、R1.7.1に762疾病へ変更となっています。

2 障がいのある児童の状況

⑥特別支援学級の設置状況

(単位:人)

										(
区	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	学級数	76	75	77	83	83	94	102	102	102
小子权	児童数	181	168	185	210	210	264	297	319	338
中学校	学級数	33	33	33	38	39	40	40	39	42
中子权	生徒数	93	100	106	125	124	144	147	160	165
義務教育学校	学級数								5	7
我你我自于似	生徒数								10	9
合計	学級数	109	108	110	121	122	134	142	146	151
	児童·生徒数	274	268	291	335	334	408	444	489	512

(各年度5月1日現在)

②通級指導教室の設置状況

(単位:人)

区	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	教室数						7	7	8	8
小子权	児童数								94	126
中学校	教室数						1	2	2	2
中子权	生徒数								33	32
合計	教室数						8	9	10	10
	児童・生徒数								127	158

③特別支援学級の内訳

【小学校】	H28	H29	Н	30	R	:1
○ 知的障がい特別支援学級	36学級	39学級	41学級	133人	40学級	136人
○ 自閉症・情緒障がい特別支援学級	40学級	41学級	40学級	162人	40学級	178人
○ 肢体不自由特別支援学級	9学級	11学級	10学級	12人	10学級	11人
○ 難聴特別支援学級	5学級	6学級	6学級	6人	6学級	6人
○ 弱視特別支援学級	0学級	0学級	2学級	2人	2学級	2人
○ 病弱特別支援学級	3学級	4学級	2学級	3人	3学級	4人
○ 言語障がい特別支援学級	1学級	1学級	1学級	1人	1学級	1人
合計	94学級	102学級	102学級	319人	102学級	338人

【中学校】	H28	H29	Н	30	F	R1
○ 知的障がい特別支援学級	14学級	15学級	14学級	52人	15学級	57人
○ 自閉症・情緒障がい特別支援学級	23学級	23学級	22学級	105人	24学級	105人
○ 肢体不自由特別支援学級	2学級	2学級	3学級	3人	3学級	3人
○ 難聴特別支援学級	1学級	0学級	0学級	0人	0学級	0人
合計	40学級	40学級	39学級	160人	42学級	165人

【義務教育学校】	H28	H29	Н	30	F	R1
○ 知的障がい特別支援学級	0学級	0学級	3学級	6人	3学級	4人
○ 自閉症・情緒障がい特別支援学級	0学級	0学級	2学級	4人	4学級	5人
合計	0学級	0学級	5学級	10人	7学級	9人

④通級指導教室の内訳

【小学校】通級指導教室	H28	H29	Н	30	R	11
通級指導(言語指導)	2学級	2学級	2学級	15人	2学級	28人
通級指導(発達指導)	5学級	5学級	6学級	79人	6学級	98人
合計	7学級	7学級	8学級	94人	8学級	126人

【中学校】通級指導教室	H28	H29	Н	30	R	? 1
通級指導(発達指導)	1学級	2学級	2学級	33人	2学級	32人

令和元年度 鳥取市障がい者計画にかかわる主な事業

I 生活支援

1 事業名:相談支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:93,725,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:91,300,000 円

(3) 事業の概要

基幹相談支援事業所を設置するとともに、市内6か所の指定相談支援事業所に 一般相談支援事業を委託する。

- ○基幹相談支援事業所:鳥取市基幹相談支援センター(鳥取市社会福祉協議会内 2名)
- ○一般相談委託事業所:障がい者支援センターそよかぜ(5人)、障害者支援センターしらはま(4人)、相談支援センターサマーハウス(4人)、相談支援事業所アプローズ(1人)、地域生活支援センターみんなの家(1.5人)、和貴の郷(1人)

2 事業名:地域自立支援協議会設置事業

- (1) 令和 元年度当初予算額:144,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:198.000 円
- (3) 事業の概要

障がいのある人が地域で生活を営む上での地域課題を関係機関で情報共有し、 課題解決を図るため、地域自立支援協議会を運営する。

- ○定例会・運営会議(2か月に1回)
- ○6部会

①居宅サポートネットワーク、②就労支援部会、③相談支援部会、④地域移行・ 権利擁護部会、⑤乳幼児期支援部会、⑥放課後等デイサービス部会

3 事業名:身体·知的障害者相談員設置事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:631,000円(6月補正予算額38,000円)
- (2) 平成30年度当初予算額:663,000円
- (3) 事業の概要

身体障害者福祉法第12条の3に基づく身体障害者相談員制度及び知的障害者福祉法第15条の2に基づく知的障害者相談員制度を運営する。

- ○任期 2年(平成31年4月~令和3年3月)
- ○身体障害者相談員17人、知的障害者相談員7人
- ○精神障害者相談員 2人(令和元年7月~)

4 事業名: 重症心身障がい児・者等受入事業所看護師配置助成事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:6,746,000円
- (2) 平成30年度当初予算額:8,568,000円

医療的ケアの必要な児童を受け入れる放課後等デイザービス事業所等に対して 基準以上に配置する看護師等の人件費に係る経費を支援する。

- ○看護師等の人件費
 - ・指定放課後等デイサービス事業所等

勤務時間 6時間以上の場合 9,920円/日

4 時間~6 時間未満 4,960 円/日

・指定生活介護事業所等 9,890 円/日

・指定就労継続支援B型事業所 13,330円/日

5 事業名: 重症心身障がい児者等日中支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:29,992,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額: 29,093,000 円

(3) 事業の概要

重症心身障がい児者等の日中支援を行う生活介護事業所及び放課後等デイサービス事業所における生活支援員の配置に対して支援する。

※対象となる重症心身障がい児者

- ・障害支援区分が4以上であること。
- ・二肢以上に麻痺等があること。
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいず れも「支援が不要」以外と認定されていること。
- ・療育手帳「A」を所持していること、又は療育手帳「A」所持程度の知的 障がいがあること。
- ○生活介護事業所利用 一人当たり 2,900 円/日 放課後等デイサービス事業利用 一人当たり 1,900 円/日

6 事業名:重症心身障がい児者等短期入所利用支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:1,206,000円

- (2) 平成 30 年度当初予算額:1,206,000 円
- (3) 事業の概要

重症心身障がい児者等の日中支援を行う短期入所事業所における生活支援員の 配置に対して支援する。

○短期入所事業所利用 一人当たり 6,700円/日

7 事業名:施設入所障がい児・者在宅生活支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:240,000円

(2) 平成30年度当初予算額:158,000円

(3) 事業の概要

施設入所中の障がい児・者の一時帰宅又は入院中の精神障がい者等が地域移行に向けての一時帰宅を行う場合等に必要となる在宅サービスを提供する。

○対象者:次のいずれかに該当し、かつ、本サービスを利用しなければ帰宅する

- ことが困難である障がい児・者
 - ①障害者支援施設等に入所している者であって、かつ、援護の実施者が本市で ある施設入所者
 - ②障害児施設に入所している児童 (通園を除く。)
 - ③地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者 (精神障害者)
- ○対象となるサービス:居宅介護及び行動援護介護
- ○利用上限時間:一人当たり年間20時間を上限

8 事業名:要医療障がい児・者在宅生活支援事業費(家庭外看護師派遣支援事業)

- (1) 令和 元年度当初予算額:26,000 円
- (2) 平成30年度当初予算額:26,000円
- (3) 事業の概要

経管栄養等の医療行為を常時または適時に必要とする障がい児・者が家庭外で活動する際に看護師の派遣費用を一部助成する。

- ○対象者:常時又は適時に保護者の付添い介護による経管栄養・たん吸引・導尿等の医療行為が必要な要医療障がい児・者
- ○対象事業:対象となる要医療障がい児・者が、公民館等のひとつの家庭外活動 の場所に4人以上が集まって活動する場合
- ○対象経費:看護師等の派遣費用(30分当たり4,150円を限度(利用者4人当たり看護師等1人を基本)

9 事業名:グループホーム夜間世話人配置事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:9,344,000円
- (2) 平成30年度当初予算額:8,531,000円
- (3) 事業の概要

知的・精神障がい者グループホームに安定的運営と利用者の安全を確保するために配置する夜間世話人の人件費を助成する。

- ○補助対象:次の事業を行う夜間世話人等の配置に係る経費を補助する。
 - ・パニック等の防止、緩和等、災害や犯罪等発生時の利用者の安全確保
 - ・日常生活動作支援(就寝支援、排せつ介助等)
 - ・医療的ケアが必要な重度障がい者専任の生活支援員の配置に係る経費
- ○補助基準:[配置体制及び障害程度区分に応じた単価]×[支援日数]×[鳥取 市援護者数]

10 事業名:障がい児・者地域生活体験事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:480,000 円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:523,000 円
- (3) 事業の概要

地域生活を体験できる住宅を利用し、1泊2日~3か月の期間で在宅生活を体験するための経費を助成する。

11 事業名: 重度身体障がい者等在宅生活支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:185,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:185,000 円
- (3) 事業の概要

排痰補助装置の貸与に要する経費を助成する。

- ○対象者:次のいずれかに該当する常時又は随時排痰が必要な在宅の重度身体障がい児・者
 - •神経•筋疾患
 - ・脊隋損傷や脳原性麻痺に起因する頸直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全
- ○対象経費:リース料(月額上限額:23,100円)

12 事業名:入院時付添依頼助成事業

- (1) 令和 元年度当初予算額:150,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 128,000 円
- (3) 事業の概要

人工呼吸器が必要な重症障がい児・者の入院時の付添の代替を依頼する費用を 助成する。

- ○対象者
 - ・重症心身障がい児・者
 - ・両上下肢・体幹・呼吸機能障がいがすべてある身体障害者1級(又は準ずる) 方で先天性神経筋疾患の障がいのある方又は頭部外傷、脊髄損傷等のある方
- ○対象となるサービス:付き添いを依頼する費用(1時間当たり上限額1,600円)
- ○利用上限時間:年間120時間を上限

13 事業名:エアーマットレス・レンタル助成事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:168,000円
- (2) 平成30年度当初予算額:84,000円
- (3) 事業の概要

全身性運動障がいのある方に褥瘡予防のためにエアーマットをリースする際の 経費の一部を助成する。

- ○対象者:次のいずれにも該当する障がい児・者のうち体幹・両上下肢機能低下 により、体位変換が自力でできない方
 - ・重症心身障がい児・者
 - ・市内において在宅生活を送っている方
 - ・身体障がい者手帳を取得されている方
 - ・脳原性麻痺や神経・筋疾患などに起因する全身性運動機能障がいのある方
- ○補助対象経費:エアーマットのリース経費(上限:10,000円/月)

14 事業名:介護給付費

- (1) 令和 元年度当初予算額:57,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:57,000 円

障害福祉サービス利用申請後、支給決定までの間にやむを得ない事情によりサービスを利用した場合は、事業所に一端全額を支払う必要があるが、その後利用者の申請に基づき利用者負担額を除いた額を給付する。(特例介護給付費)

15 事業名:補装具給付費

(1) 令和 元年度当初予算額:54,618,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:54,618,000 円

(3) 事業の概要

身体障がいを補うための補装具費(購入・修理)を給付する。利用者負担は原則1割となり、残りの9割を支給する。

○肢体不自由 義肢、(電動) 車椅子、座位保持装置等

○聴覚障がい 補聴器

○視覚障がい 盲人安全杖、義眼、眼鏡

○その他 重度障がい者用意思伝達装置等

16 事業名:高額障害福祉サービス費

(1) 令和 元年度当初予算額:3,880,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額: 280,000 円

(3) 事業の概要

障害者自立支援法に基づき、同じ者が法の異なるサービスを受けた場合や、同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯における月額 負担上限額を超過した部分の負担金を償還払いにより助成する。

17 事業名:日常生活用具給付事業費

(1) 令和 元年度当初予算額: 49,274,000円

(2) 平成30年度当初予算額:49,273,000円

(3) 事業の概要

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会 生活を営むための物品の購入経費を助成する。

18 事業名:訪問入浴サービス事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:3,268,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:1,243,000 円

(3) 事業の概要

重度の身体障がいのある方の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する。

19 事業名:地域活動支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:11,808,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:11,880,000 円

精神障がい者の創作活動や社会との交流の場等として設置する地域活動支援センター(サマーハウス)の運営を支援する。

20 事業名:日中一時支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:4,991,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 4,837,000 円
- (3) 事業の概要

障がい児・者の居宅介護事業所等における日中一時預かりサービスを提供する。

- ○対象者:身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障が い児・者
- ○事業内容:日中一時預かり(宿泊を伴わない一時預かり)、送迎サービス、入浴 サービス
- ○利用者負担:1割

21 事業名:その他生活支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:1,155,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:1,247,000 円
- (3) 事業の概要

障がいの程度の軽い方を対象とした日中活動の場、生きがいづくりの場等を提供するデイサポートサービスを提供

○実施場所:鳥取市障害者支援センター(さわやか会館)

22 事業名:国民健康保険団体連合会負担金等

- (1) 令和 元年度当初予算額:4,328,709,000 円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 4,301,755,000 円
- (3) 事業の概要

障害福祉サービスを提供している事業所へ、障害福祉サービス費として居宅介護などの介護給付費、自立訓練などの訓練等給付費、相談支援事業の一環として実施するサービス利用計画作成費、施設入所者等に対する特定障害者特別給付費等を支給する。(鳥取県国民健康保険団体連合会経由)

23 事業名:強度行動障がい者入居等支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:5,885,000 円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:5,885,000 円
- (3) 事業の概要

重度の強度行動障害のある人を施設で支援する際の人員配置に対し、必要となる人件費と報酬の差額分を助成する。

○差額分の単価:245,197円/月・人

24 事業名:肢体不自由児育成事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:130,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:130,000 円

(3) 事業の概要

障がいのある児童へ記念品を贈呈する。

25 事業名:難聴児補聴器購入助成事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:222,000円

(2) 平成30年度当初予算額:222,000円

(3) 事業の概要

身体障害者手帳を所持しない難聴児に対する補聴器の購入等を助成する。

- ○対象者:次に該当する中軽度の難聴児
 - ・身体障害者手帳の交付対象外(両耳聴力が30dB以上)
 - ・18歳に到達した年の年度末まで
 - ・市町村民税所得割額の最多課税額が46万円未満
- ○対象経費:補聴器の購入等費用(耐用年数期間の購入制限、修理・再購入の要件等あり)

26 事業名:障がい児を育てる地域の支援体制整備事業

(1) 令和 元年度当初予算額:1,000,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:1,000,000 円

(3) 事業の概要

障がい児を療育する放課後等デイサービス事業所等に対して必要な医療器具の 購入に係る経費を助成

- ○事業対象:エアーマット、吸引器、姿勢保持具、感覚統合遊具、コミュニケーションツール等、医療ケアやリハビリテーションの実施に必要な備品購入費
- ○対象経費:1事業所当たり1,000千円以内(年間)

27 事業名:特別児童扶養手当事務費

(1) 令和 元年度当初予算額:635,000円

(2) 平成30年度当初予算額:627,000円

(3) 事業の概要

日常生活において介護を必要とする在宅の障がい児の養育者へ特別児童扶養手当を支給する。

区分	月額		
20 塩土港の旧辛1人にっき	1級 51,700円		
20 歳未満の児童1人につき	2級 34,430円		

(H31.4.1 現在)

28 事業名:児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:82,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:82,000 円
- (3) 事業の概要

児童発達支援センター利用者負担金を軽減する。

- ○対象者
 - ・児童発達支援センター、保育所等又は児童発達支援センターに通う児童が合計 2人以上いる保護者
 - ・第3子以降の子どもが児童発達支援センターに通う保護者
- ○軽減内容:児童発達支援センター利用者負担金を軽減【1/4 又は免除】

29 事業名:国民健康保険団体連合会負担金 (障がい児対象分)

- (1) 令和 元年度当初予算額:543,654,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:527,694,000 円
- (3) 事業の概要

障がい児給付費としてサービスを提供している事業所へ、障害児通所給付費等 として、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費等を 支給する。(鳥取県国民健康保険団体連合会経由)

30 事業名:障害児通所給付費

- (1) 令和 元年度当初予算額:82,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:84,000 円
- (3) 事業の概要

障害児通所支援のサービス利用申請後、支給決定までの間にやむを得ない事情によりサービスを利用した場合は、事業所に一端全額を支払う必要があるが、その後利用者の申請に基づき利用者負担額を除いた額を給付する。(特例障害児通所支援給付費)

3 1 事業名:高額障害児通所給付費

- (1) 令和 元年度当初予算額:177,000円
- (2) 平成30年度当初予算額:198,000円
- (3) 事業の概要

児童福祉法に基づき、同じ者が法の異なるサービスを受けた場合や、同一世帯 に障害児通所支援、障害児入所支援のサービスを利用する者が複数いる場合等に 利用者負担上限額を超過した部分の負担金を償還払いにより助成する。

32 事業名:肢体不自由児通所医療費

- (1) 令和 元年度当初予算額:34,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:56,000 円
- (3) 事業の概要

医療と療育を必要とする障がい児対象の「医療型児童発達支援(鳥取療育園等)」

における肢体不自由児通所医療費を給付する。

33 事業名:小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:766,000円
- (2) 平成30年度当初予算額: -
- (3) 事業の概要

小児慢性特定疾病疾患児が自立した日常生活及び社会生活を営むため、疾患の 部位及び程度に応じて物品の購入経費を助成する。

34 事業名:障害者福祉センター管理運営費

- (1) 令和 元年度当初予算額:44,209,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 43,678,000 円
- (3) 事業の概要

鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)の管理運営を行う。(指定管理:鳥 取市社会福祉協議会)

Ⅱ 保健・医療

1 事業名:自立支援医療費

- (1) 令和 元年度当初予算額:258,334,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 206,801,000 円
- (3) 事業の概要

更生医療、育成医療に係る医療費の一部を助成する。

- ○更生医療
 - ・対象:18歳以上で身体障害者手帳を所持するものであって、医療を施術する ことにより、身体機能の改善、維持等の確実な治療効果が期待できる場合
 - ・対象疾患:心臓弁置換・ペースメーカー埋め込み、人工透析等
- ○育成医療
 - ・対象:18 歳未満の児童で現在身体に障がいがあるか、又は現に治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる疾患で、手術などの治療によりその症状が軽くなると認められる場合
 - · 対象疾患:口蓋裂、脊椎側彎症等

2 事業名:療養介護医療費

- (1) 令和 元年度当初予算額:43,252,000 円
- (2) 平成30年度当初予算額:43,576,000円
- (3) 事業の概要

療養上の管理や医学的管理の下における介護等の医療部分を給付する。

3 事業名:障がい者歯科診療所運営補助金

- (1) 令和 元年度当初予算額:800,000 円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:773,000 円

一般歯科医院での診療が難しい心身障がい児(者)の歯科保健指導・歯科診療 を行う鳥取県口腔総合保健センターの運営を支援する。

4 事業名: 障がい者社会参加支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:616,000円

(2) 平成30年度当初予算額:603,000円

(3) 事業の概要

B型事業所等での作業も困難な状態にある在宅の精神障がい者が活動を通して 交流を図るさわやかサロン等を開催する。

5 事業名:高次脳機能障がい支援普及事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:55,000円

(1) 平成 30 年度当初予算額:62,000 円

(3) 事業の概要

市町担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障害者家族会等高次脳機能障がいの方の支援に携わる職員を対象に事例検討、意見交換会を実施する。

6 事業名:アルコール・薬物関連問題家族教室事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:228,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額: 242,000 円

(3) 事業の概要

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族等に対し、家族教室を開催する。

7 事業名:精神科救急医療体制整備事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:80,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額: 25,000 円

(3) 事業の概要

精神保健福祉法第34条に基づき、精神保健指定医、看護師等を派遣し、診察・判定を行うとともに、民間病院車により患者移送体制を整備する。

8 事業名:精神衛生費

(1) 令和 元年度当初予算額:438,000 円

(2) 平成30年度当初予算額:382,000円

(3) 事業の概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院等を実施する。

9 事業名:アルコール・薬物等依存症支援対策事業

(1) 令和 元年度当初予算額:271,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額: 285,000 円

アルコール・薬物関連問題を抱える当事者、家族等の相談を専門の医師、看護師が直接相談を受ける。(月1回実施)

10 事業名:精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

(1) 令和 元年度当初予算額:133,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額: 251,000 円

(3) 事業の概要

地域と病院との交流事業、精神障がい者を支援する会「ベストフレンド」の活動支援を行う。

11 事業名:アルコール健康障害対策事業

(1) 令和 元年度当初予算額:139,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:138,000 円

(3) 事業の概要

アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討する研究会等 を開催する。

12 事業名:精神障害がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

- (1) 令和 元年度当初予算額:3,605,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:-
- (3) 事業の概要

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

13 事業名:難病等医療費助成事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:7,309,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:7,632,000 円
- (3) 事業の概要

指定難病に係る医療費の一部を公費負担する。

- ○対象疾病:333疾病(令和元年7月1日現在)
- ○自己負担:原則2割(現行3割の方は2割、1割の方は1割)で、所得区分に 応じた月額負担上限額あり。

14 事業名:難病患者療養支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:1,348,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 453,000 円
- (3) 事業の概要

在宅難病患者の一時入院事業及び在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施する とともに、難病患者に対し、訪問相談、医療相談、訪問指導等を行う。

Ⅲ 教育、文化芸術・スポーツ等の振興

- 1 事業名:特別支援事業費
- (1) 令和 元年度当初予算額:7,922,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:7,941,000 円
- (3) 事業の概要
 - ○鳥取市障がい者福祉週間(5/23~29)事業
 - ふれあい広場
 - ・障がい者アート作品展
 - ○障害者基本法に基づく障がい者週間(12/3~9)事業
 - 街頭啓発活動
 - ・ 障がい者调間啓発大会
 - ○手話情報番組制作事業
 - ○障がい者団体育成事業
 - ○障がい者福祉バス借上支援事業

IV 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 事業名:就労継続支援B型事業所通所助成事業費
- (1) 令和 元年度当初予算額:6,753,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 6,290,000 円
- (3) 事業の概要

就労継続支援B型事業所に通所する障がいのある方に対し、通所に要する費用の一部を助成する。

- ○助成割合:通所に要する実費相当部分の1/3
- 2 事業名:福祉の店運営費補助金
- (1) 令和 元年度当初予算額:6,015,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:6,347,000 円
- (3) 事業の概要

障がい者製作品の常設販売を行う「福祉の店」の運営経費を助成する。

- ○助成対象:福祉の店レインボウ、ユーカリ
- 3 事業名:新本庁舎喫茶(カフェ)・福祉の店整備事業費
- (1) 令和 元年度当初予算額:25,454,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:
- (3) 事業の概要

新本庁舎内に障がい者の就労支援の場を確保するとともに、障害者就労支援事業所等で製造等を行う商品等を販売する福祉の店を整備する

〇出店予定:福祉の店ユーカリ、就労継続支援事業所 NPO 法人フェリース

4 事業名:心身障害者扶養共済事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:1,423,000円(2) 平成30年度当初予算額:1,398,000円

(3) 事業の概要

心身障害者扶養共済制度加入者に対して、掛金の一部を助成する。

5 事業名:特別障害者手当費

(1) 令和 元年度当初予算額:86,973,000円 (2) 平成30年度当初予算額:91,907,000円

(3) 事業の概要

在宅の重度障がい者等に対して特別障害者手当を支給する。

区分	月額		
障害児福祉手当	14,790 円		
特別障害者手当	27, 200 円		
福祉手当(経過措置)	14,790 円		

(H31.4.1 現在)

Ⅴ 生活環境

1 事業名:障がい者住宅改良助成費

(1)令和 元年度当初予算額:433,000円(2)平成30年度当初予算額:433,000円

(3) 事業の概要

障がい者のために行う既存の居室、トイレ、浴室、玄関等の改良経費の一部を 助成する。

2 事業名:障害者住宅整備資金貸付事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:2,501,000円

(2) 平成30年度当初予算額:2,501,000円

(3) 事業の概要

本市に居住する重度の障がい者(身障1級~4級所持者、療育手帳A所持者) 又はその障がい者と同居する親族に対し障がい者の居住環境を整備する資金を融 資する。

3 事業名:重度障がい者(児)タクシー料金助成費

(1)令和 元年度当初予算額:13,641,000円(2)平成30年度当初予算額:13,544,000円

(3) 事業の概要

所得税及び市民税非課税の重度障がい(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A

判定又は精神障害者保健福祉手帳1級)のある方に対して、タクシー料金の一部 (初乗り運賃相当額(640円を上限))を助成する。

4 事業名: 障がい者福祉バス運行事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:191,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:161,000 円
- (3) 事業の概要

社会福祉協議会が所有するリフト付バスを障がい者福祉バスとして運行する。

5 事業名:移動支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:7,269,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:7,302,000 円
- (3) 事業の概要

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を実施する。

6 事業名:社会参加促進事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:2,364,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 2,271,000 円
- (3) 事業の概要

身体障がいのある方が所有し運転する自動車等の改造又は車両購入経費を助成、 点字広報・声の広報の発行等を行う。

7 事業名:社会福祉施設等施設整備事業

- (1) 令和 元年度当初予算額:281,942,000円
- (2) 平成30年度当初予算額:81,806,000円
- (3) 事業の概要

社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する。

8 事業名:グループホームスプリンクラー等設置促進事業

- (1) 令和 元年度当初予算額:175,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額:175,000 円
- (3) 事業の概要

国庫補助対象外のグループホームにおける簡易型スプリンクラーの設置費用の 一部を補助する。

VI 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

1 事業名:電話リレーサービス事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:164,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:145,000 円

聴覚障がい者個人のファックス・メールに定期的に市報・福祉情報等を「さん さんだより」で提供する。

2 事業名:コミュニケーション支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:28,073,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 26,512,000 円
- (3) 事業の概要

手話通訳者設置事業、意思疎通支援事業、生活支援事業、手話通訳奉仕員養成研修事業及び点訳朗読奉仕員養成事業を実施する。

3 事業名:盲ろう者支援センター運営事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:6,564,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 6,564,000 円
- (3) 事業の概要

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を実施する。

4 事業名:聴覚障がい者意思疎通支援事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額: 26,549,000 円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 29,010,000 円
- (3) 事業の概要

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施する。

Ⅷ 安全・安心

1 事業名:聴覚障がい者用ファックス設置費

- (1) 令和 元年度当初予算額:31,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 31,000 円
- (3) 事業の概要

聴覚障がい者用ファックスを消防局に設置し聴覚障がい者の情報収集と緊急時の相互連絡体制を確保する。

2 事業名:緊急通報体制等整備事業費

- (1) 令和 元年度当初予算額:179,000円
- (2) 平成 30 年度当初予算額: 207,000 円
- (3) 事業の概要

ひとり暮らしの重度障がい者に対し、緊急通報装置を設置する。

Ⅷ 差別の解消及び権利擁護の推進

1 事業名:障がい者差別解消推進事業費

(1) 令和 元年度当初予算額: 49,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:169,000 円

(3) 事業の概要

障がい者差別解消支援地域協議会を運営する。

2 事業名:障害者虐待防止対策支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:200,000円

(2) 平成30年度当初予算額:147,000円

(3) 事業の概要

障がい者虐待防止ネットワーク協議会を運営する。

3 事業名:障がい者成年後見制度利用支援事業費

(1) 令和 元年度当初予算額:11,763,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額:12,550,000 円

(3) 事業の概要

成年後見制度の利用支援

- ○市長申し立て: 2 親等以内の親族がいない場合などにおいて、市長が裁判所 に成年後見の申し立てを行う。
- ○成年後見制度利用支援事業:後見人等が生活保護受給者である場合など、資力がない場合に後見人報酬を助成する。
- ○権利擁護センター運営支援事業:鳥取市社会福祉協議会が設置した「鳥取市権利擁護センター「かけはし」」の運営を補助する。

IX 行政サービス等における配慮

1 事業名:身体障がい者福祉行政事務費

(1) 令和 元年度当初予算額:5,524,000円

(2) 平成 30 年度当初予算額: 5,827,000 円

(3) 事業の概要

障がい福祉推進全般に係る事務経費(非常勤職員・臨時職員人件費含む。)

2 事業名:障害者施策推進費

(1) 令和 元年度当初予算額:252,000 円

(2) 平成30年度当初予算額:265,000円

(3) 事業の概要

鳥取市障がい者施策推進協議会の運営を行う。

鳥取市精神障がい者相談員設置要綱

1 目 的

鳥取市精神障がい者相談員(以下「相談員」という。)は、社会奉仕の精神に基づき、精神障がい者の自立支援に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び市民の精神障がい者に関する援護思想の普及に資する業務を行い、もって精神障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 委 嘱

市長は、鳥取市精神障害者家族会から推薦のあった者のうちから適当と認められる者に対して相談員を委嘱するものとする。

3 推 薦

鳥取市精神障害者家族会は、人格識見が高く、社会的信望があり、精神障がい者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として精神障がい者の保護者である者から適当と認められる者を別紙様式により推薦するものとする。

4 業 務

相談員には、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精神障がい者の医療、福祉、余暇等の生活に関する相談に応じ、必要な助言又は指導を行うこと。
- (2) 精神障がい者の社会参加に関する相談に関すること。
- (3) 地域社会や事業所に対し、広く精神障がい者に対する正しい認識と理解を普及させる活動を行うこと。
- (4) その他前3号に付帯する業務を行うこと。

5 関係機関との連携等

- (1) 相談員は、その業務を行うに当たっては、関係機関と緊密な連携を保たなければならない。
- (2) 相談員は、その活動内容を記録した別紙1「鳥取市精神障がい者相談員活動報告書」(以下「報告書」という。)を月ごとに作成し、翌月10日までに障がい福祉課へ提出しなければならない。

6 任期

- (1) 相談員の任期は2年間とし、再任することができる。ただし、補欠の相談員の委嘱期間は、 前任者の残存期間とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本要綱施行後の最初の任期にあっては、任命日から令和3年3月31日までとする。

7 相談員の解任

市長は、相談員が次の各号に該当する場合は、当該相談員を解任することができる。

- (1)業務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- (2)業務を怠り又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

8 その他

- (1) 相談員は、その業務を行うに当たっては、精神障がい者の人格を尊重し、その身上及び家族に 関する秘密を守らなければならない
- (2) 相談員には、その業務を行うに当たって相談員であることを証明する証票を携行させるものとする。
- (3) 相談員には、その業務を行うために必要なケース記録その他の帳簿等を整備させるものとする。
- (4) 市は、報告書の提出に基づき相談員に活動費を支払うものとする。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

鳥取市身体障がい者相談員名簿

R1.7.26現在

身・知・精	氏名	住所	電話番号	障がい種別
身体	こばやし ぶんいち 小林 文一	鳥取市面影1丁目1-20	FAX: 0857-29-2839	聴覚
身体	^{シじわら} きょうこ 藤原 京子	鳥取市徳尾125-50	FAX: 0857-29-5375	聴覚
身体	^{かわさき みちぉ} 河﨑 三千男	鳥取市湖山町東1丁目542	090-7133-7906	視覚
身体	^{もりわき} もとこ 森脇 孟子	鳥取市徳尾89 市住R13-10	0857-26-6228	肢体
身体	やまさき けんじ 山﨑 建治	鳥取市桜谷452	0857-26-5128	肢体
身体	こだに むいち 小谷 英一	鳥取市国府町吉野270	0857-58-0039	肢体
身体	あんようじ たてし 安養寺 立志	鳥取市河原町布袋133-2	0858-85-0238	肢体
身体	^{なかむら} けんいち 中村 憲一	鳥取市河原町佐貫1078-1	FAX: 0858-85-1622	聴覚
身体	ゃまね ゆたか 山根 裕	鳥取市用瀬町安蔵948-27	0858-87-3011	肢体
身体	たなか ふみぉ 田中 文男	鳥取市佐治町余戸517	0858-89-1404	肢体
身体	たきもと あきょし 龍本 昭良	鳥取市気高町酒津405	0857-82-1807	内部
身体	また こうじ 吉田 幸司	鳥取市気高町宝木885-2	0857-82-0483	内部
身体	^{なかはら みさこ} 中原 美佐子	鳥取市鹿野町鹿野1279	0857-84-2100	肢体
身体	とくだ みほこ 徳田 美保子	鳥取市青谷町青谷4077-3	0857-85-2062	内部
身体	asti はるとし 奥田 春寿	鳥取市徳尾60-5	090-1013-3330	オストミー
身体	やまもと かずと 山本 一登	 鳥取市湖山町東5丁目570-2	090-8604-6719	(人工肛門·人工膀胱) 腎臓病·透析
身体	のだ あきかず 野田 昭和	鳥取市河原町	090-4144-0485	頸髄損傷

鳥取市知的障がい者相談員名簿

R1.7.26現在

身・知・精	氏名	住所	電話番号
知的	おおたに よしひろ 大谷 喜博	鳥取市田園町1丁目130-6	0857-24-1226
知的	くさかべ たかお 日下部 孝雄	鳥取市田園町1丁目201-18	0857-21-3636
知的	たなか けいこ 田中 啓子	鳥取市江崎34	0857-23-8877
知的	ゃまもと まさょ 山本 誠代	鳥取市田島652	0857-21-7104
知的	cばやし みちょ 小林 三千代	鳥取市国府町宮ノ下180-2	0857-29-8747
知的	にしむら めぐみ 西村 恵	鳥取市用瀬町赤波322-1	0858-87-2468
知的	とくだ なるみ 徳田 成美	鳥取市気高町下原76	0857-82-0162

鳥取市精神障がい者相談員名簿

R1.7.26現在

身・知・精	氏名	住所	電話番号	相談日
精神	いちたに きしこ 市谷 貴志子	鳥取市相生町	080-3892-1821	毎週月·木18時~20時
精神	たぶち しんじ 田渕 眞司	鳥取市用瀬町	090-3636-8761	毎週火·金18時~20時